

大 個 審 第 4 7 号
(答 申 第 1 6 7 号)
平成 2 0 年 3 月 2 1 日

地方独立行政法人 大阪府立病院機構 様

大阪府個人情報保護審議会
会長 錦織 成史

個人情報の取扱いに関する意見について (答 申)

平成 2 0 年 3 月 1 8 日 付 け 府 病 成 第 1 7 - 2 6 号 で 諮 問 の あ り ま し た カ ル テ 等 診 療 情 報 に 係 る 大 阪 府 個 人 情 報 保 護 条 例 第 8 条 第 1 項 第 9 号 に 規 定 す る 個 人 情 報 の 目 的 外 利 用 及 び 提 供 の 禁 止 に 対 す る 例 外 事 項 に つ い て は 、 審 議 の 結 果 、 下 記 事 項 に 留 意 し て 、 個 人 情 報 の 保 護 に 万 全 の 措 置 を 講 じ る こ と を 前 提 に 、 本 件 提 供 に 関 し て 例 外 事 項 に 該 当 す る も の と し て 取 り 扱 っ て 差 し 支 え な い も の と 認 め ま し た の で 、 答 申 し ま す 。

記

- 1 本件においては、申出者が同居の配偶者であり、本人と最も関係の深い遺族であるとともに、本人の病状、治療等について医師等から説明を受けるなど、申出者は本人の病状、治療等に関する情報について知る立場にあり、これらの個人情報を申出者に提供したとしても本人の権利利益を侵害するおそれはないものと思われる。
ただし、診療録の問診部分に記載されている情報のうち、申出者が知り得なかったと推測される余地があり、かつ、一般に、特に他人に知られたいと望むことが正当であると認められる部分については、本人の権利利益の保護の観点から、申出者に提供することは適当でない。
- 2 提供対象となる情報の中の第三者に関する情報のうち、府立成人病センターの名称及び医師等の職員に関する情報については、府民の利用に供することを目的として管理する刊行物等に記録されている個人情報であることから、申出者に提供しても当該第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないものと考えられる。
しかしながら、提供対象となる情報の中の第三者に関する情報のうち、上記以外の医療機関の名称及び医療機関の医師名が識別され得る部分については、当該医療機関及び医師等の同意を得た上で提供することとされたい。
- 3 申出者以外の親族に関する個人情報については、申出者から収集したもの及び申出者が了知していると認められるもの以外については、当該人の同意を得た上で提供することとされたい。
- 4 上記以外の第三者に関する情報については、当該第三者の同意を得た上で提供することとされたい。